

6. これからの活動展開



震災時の保健所活動

保健課長 事務職 加納 繁美

震災直後から、保健所は救護という医療に直接携わることとなった。地元医療機関も震災で甚大な被害を受け、救急の受け入れ、緊急処置も不可能の状態であったが、ケガ人、病人が搬送され、スタッフ・機材等が不十分でも持てる力で最大の努力をしなければならない状態が続いた。保健所においても、医療に直接関わったことのない者が、試行錯誤の中で、混乱期を何とか乗り切った感がある。

日赤・自衛隊・県立加古川病院が震災直後から医療支援に駆けつけて頂き、初期の救急救助に寝食なしの大変なご苦勞をおかけし、また、スタッフ不足で初期対応に追われていた19～20日に千葉市、大阪府市・和歌山県の強力なスタッフが駆けつけていただいた時には、百万の味方を得た心地がしたことを思い出します。初期活動においては、一分一秒が貴重であることは誰でも自明の理であることが分かっていると思っていたが、後で分かったことだが、現地の状況把握ができてから支援にと考えておられた方も多かったと聞く。あの混乱期を、しかも80ヶ所、避難住民38,000人の救急救護を3～6団体、30余人のスタッフで巡回をお願いし、電気・水・ガスがなく、診療場所もない状態で、24時頃に帰所されて、薬がなくなった、多くの方が受診のため並ばれた等、指示された個所が回り切れなかったと申し訳なさそうに報告を受けたときには、もっと医療班をと組生局（救護本部）に依頼したことが思い出される。

医療救護チームが増えるに従って、巡回から駐在、拠点常駐、常駐、24時間常駐へと緊急救急から地域医療の肩代わり、そして、慢性疾患等を含む地域の保健医として、医療活動が拡大され、3月末日まで長期にわたって支えていただきました。このため、地元医師会の復興と共に医療を引き継いでいただくことが出来ました。

お陰様で、反省することも多々ありますが医療については、何とか住民に応えることが出来たと感謝

申し上げます。

保健所は、本来、住民の公衆衛生を所管していますが、このような大震災で多数の被害がでた際のマニュアルもなく、震災直後は、「何をすべきか、何が出来るか。」と自問自答しながら、目の前のことしかできなかったことを反省するとともに、保健所職員は、自分らで出来ることは行ってきたとする自負と反省が交互に脳裏に浮かんでいる今日この頃ではないかと思います。

保健婦活動も、環境衛生活動も1月20日から対応が出来るとともに、それぞれの専門職種も救護活動や医薬品衛生用品の配布班に、また、管理栄養士も他府県市等の食事提供や炊き出しにと、専門職種としての専門知識・経験を十分に発揮し、全職員が上からの命令、指示を待たずに自ら考え、それぞれの分野で活躍したことを明記しておきたい。公務員として当然のことではあるが、職員のなかには、この震災で親を亡くしたもののから、住居が全半壊した人等何らかの被害を受けていたが震災直後から出勤し、何日間も寝食をわすれ頑張ったことも明記し、賞賛したい。

これまで無我夢中で保健・衛生活動を行ってきましたが、これらは、震災後の緊急・救急の対応であって、緊急避難の一時的対応でしかなく、これからが、長期的かつ継続的な、しかも、きめの細かい保健・衛生活動が要求されているのではないのでしょうか。

5月末日現在、中央区だけでも、約50ヶ所の避難所に4,300人、仮設住宅に1,500人の避難住民が困難な生活を余儀なくされている。これらの方は、高齢者等が大半で今後、仮設住宅に移られても長期的な援護が必要と考えられます。

避難所から仮設住宅への入居は、3月末頃から本格的に始まっているが、現在避難所に居られる方々が仮設住宅へ移られても、生活基盤をなくした老人、母子、身障者等要援護者であり、生活そのものの自立から始めなければならない人達である。

仮設住宅の入居が始まった当初から状況把握、生活環境の改善等訪問し、保健相談と自立への支援を行っているが、経済的にも弱く、生活用品すらない、この方々にとって、保健施策より、早急な福祉施策が望まれているのが現状である

昨今の保健福祉の総合施策が言われて久しいが、この時にこそ保健福祉の有り方が問われているのではないか。そして、実践すべき時ではないか。現実には、保健所で「何が出来るか。」。福祉は、まだ、義援金・貸付金事務等に追われ、仮設住宅への対応も出来ないのが実情である。

これからの避難住民への対応として、まず、小中学校等公共施設の避難所から仮設住宅へ、仮設住宅から永住出来る住宅へと住環境の改善を早急に進めるとともに、生活基盤の確立のための福祉施策と連携を保ち、栄養管理、精神ケア等さまざまな保健活動を、より一層キメ細かく展開して行く事が必要である。

例えば、仮設住宅に入居されたお年寄り等は、地理不案内のため、買物、医療、交通手段等、何ひとつとっても、一から必要で、まず、付近の生活地図が必要。そして、介護等が必要な方には、施設施策の利用。話相手等付近住民のコミュニティーづくり、隣近所の付き合い等等、精神ケアの支援。

これからが、保健所の公衆衛生活動が問われている時であり、全職員が、「保健所は、何をすべきか。保健所の役目は。公衆衛生とは。」を考え、原点に戻って、これからも最大の努力をする所存である。

震災直後、心配していた伝染性の疾病やパニックもなく、日一日復興に向け、街もコミュニティも震災前に戻りつつある。これも他府県市の多大のご支援、ご援助のお陰であり、また、全国各地からの多数のボランティアのお陰と、厚くお礼申し上げます。

「参考」 仮設住宅の保健所活動（平成7年5月現在）

1. 活動方針

仮設住宅の入居者は、要援護者（高齢者等弱者）から入居が始まり、生活基盤そのものからの自立が必要で、心身ともに疲労と不安が増している。このため、早急に状況把握はもとより、1 地域コミュニティ作り 2 自治組織等の結成 3 情報提供を行うとともに 4 保健福祉の総合相談を強化推進し、不安の解消、生活の自立支援に努める。

2. 保健所活動

(1) 保健活動（保健課）

1) 保健婦活動

- 健康状態の把握
- 要援護者への訪問指導及び看護
- 保健指導・相談
- 保健婦ニュースの発行

2) 精神保健活動

- 地域こころのケアセンターの設置（精神保健相談・巡回相談・ケアのための事業の推進）
- 精神保健相談、グループケア等

3) 栄養指導相談活動

- キッチンカーによる栄養相談・指導
- 訪問巡回指導・相談

4) 歯科衛生活動

- 歯科衛生指導・相談（キッチンカー・他の巡回訪問に同行）

5) 住民健診活動

- 仮設住宅を重点に所外健診の実施。

6) 「ハロー中央保健所です。」の作成・配布

(2) 衛生活動（衛生課）

1) 食中毒予防対策

* 避難所・仮設住宅の専任班を設置

2) 環境衛生の相談・指導

週2～3回 巡回中。

ア、害虫の駆除

食品・環境衛生対策

イ、消毒

（食品・そ昆等）

ウ、ペット対策

エ、その他衛生相談・指導

(3) あんしんすこやか窓口（保健福祉総合相談窓口）

- ねたきり等のおとしよりの総合相談窓口

生活環境衛生にかかる今後の課題

衛生課長 衛生監視員 森本 征生

震災後、早くも4カ月近くが過ぎ、壊滅状態であった神戸の街も復旧・復興へ向けて歩み始め、人々の生活もようやく落ち着きが見られるようになった。

しかしながら、中央区においても4月末現在、60数ヶ所の避難所で、約5000人の人々が未だに不自由な生活を強いられており、また街のあちこちには倒壊した家屋がそのまま放置されている等、未曾有の大震災の爪跡はまだまだ生々しい。

このような状況の中、被災者等の生活環境衛生に関する種々の問題も山積しているが、大別すると

- A) 避難所および仮設住宅の衛生確保
- B) 被災関係施設の衛生確保
- C) 公衆衛生確保のための関係施設の復旧支援
- D) 地域の環境衛生保持

と、思われる。

《課題と対応》

A) 避難所および仮設住宅の衛生確保

ア) 配布される弁当類および避難者自身の保持食品による食中毒等の事故防止を図るため弁当類の定期的な検査の実施と冷蔵保存の徹底啓発。

イ) 仮設便所およびゴミ集積場所等よりのハエの発生防止のため薬剤散布の強化。

ウ) 蚊その他衛生害虫発生防止のため避難所・仮設住宅周辺への薬剤散布の強化。

B) 被災関係施設の衛生確保

飲食を提供する施設も被災者であり、仮設店舗あるいは被害を受けたままの状態で開催している等、衛生水準の低下を来している施設も多数存在する。このような施設に対してはもちろん多数調理施設・生食用食品取扱施設等に対する監視指導の強化と啓発を必要とする。

C) 公衆衛生確保のための関係施設の復旧支援

公衆浴場・クリーニング所・理容・美容所等は公衆衛生確保の観点からも欠くべからざる業種であるがそれぞれに甚大な被害を被っている。特に公衆浴場施設については未だに震災以前の半数も再開されておらず、区民の入浴に大きな影響を与えており、各施設に対し営業再開に向けての種々の支援を必要とする。

D) 地域の環境衛生保持

居住者が激減し自治組織そのものが存続できない地域、側溝等の破損やゴミ集積場への生ゴミ等が放置されるなど各地域の生活環境は著しく悪化しており、環境衛生上の対応が強く望まれるものと推察される。

《衛生課としての取組》

避難所および仮設住宅の衛生確保のため、6名を専任班として位置付け定期的な巡回や苦情処理、薬剤散布等に当たる。

多数調理施設等については、関係施設の巡回監視指導の強化はもちろん食品の検査、手洗消毒薬の配布、フードスタンプの利用や従業員の検便の励行等自主管理の徹底を図る等食中毒防止を最重点とする。

その他、地域環境の状況把握に務め、自治組織の育成や環境衛生上の指導にあたる。

(c)1995神戸市中央保健所(デジタル化：神戸大学附属図書館)